

横浜市立みなと赤十字病院の
指定管理業務実施状況についての振り返り

令和5年7月

横浜市医療局病院経営本部

目 次

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	2
(1) 診療（基本協定第 13 条）	2
(2) 検診（基本協定第 14 条）	2
(3) 政策的医療（基本協定第 15 条）	3
・ 24 時間 365 日の救急医療	
・ 小児救急医療	
・ 二次救急医療	
・ 周産期救急医療	
・ 精神科救急医療	
・ 精神科合併症医療	
・ 緩和ケア医療	
・ アレルギー疾患医療	
・ 障害児者合併症医療	
・ 災害時医療	
・ 市民の健康危機への対応	
(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割（基本協定第 16 条）	4
(5) 利用料金（基本協定第 17 条）	5
(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）	5
管理の原則（基本協定第 19 条）	
施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）	
(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）	6
(8) 目的外使用（基本協定第 23 条）	6
(9) 受託研究（基本協定第 24 条）	6
(10) 院内学級（基本協定第 25 条）	6

< 資 料 >

資料	横浜市立みなと赤十字病院
	令和 4 年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表
	7

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

令和4年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果

1 全体評価

日本赤十字社が指定管理者として運営する横浜市立みなと赤十字病院は、平成17年4月に市立病院として開院して以降、「横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定」に基づいて、「救急」「アレルギー疾患」「精神科救急」をはじめとする政策的医療の提供や地域医療全体の質向上に向けた先導的な役割に加え、病院独自にも「がんセンター」によるがん診療体制の充実などを行っています。

横浜市では毎年、基本協定及び基準書等に基づいて、指定管理業務の遂行状況について点検・評価を実施しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和ケア医療に関する1項目を除く128項目について、基本協定及び基準書等に基づいて適切に指定管理業務が実施されていました。

政策的医療の実施については、市立病院として新型コロナウイルス感染症に積極的に対応するとともに、救急医療において、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。アレルギー疾患医療においては、引き続き保育士や学校等の職員を対象とした食物アレルギーに関する研修会を開催しました。

指定管理者独自の取組としては、臨床研修病院として、客観的な第三者評価をいただくことでこれまでの臨床研修を振り返り、より良い臨床研修を目指すことを目的として、卒後臨床研修評価機構（JCER）による臨床研修評価を受審しました（令和5年5月1日付認定）。

地域医療全体の質の向上に向けた取組については、新型コロナウイルスの感染が拡大を見せる中でありましたが、紹介件数はコロナ前の令和元年度の23,086件の約90%である20,677件と回復し、逆紹介件数は開院以来最高値となりました。また、地域医療機関との連携をより強化し、紹介率・逆紹介率は向上しました。さらに、オンラインでの地域医療従事者向けの研修を開催し、コロナ禍における地域医療の充実に向けた取組を進めています。医療における安全管理では、新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルを最新の知見に基づきタイムリーに変更したほか、定期的な院内巡視、安全管理マニュアルの改訂、職種別の安全研修会などを行いました。

経営面では、延べ入院患者数、延べ外来患者数が前年度と比較し増加したことや、新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入れ、コロナ患者受入れのための病床確保を行ったことによる県の緊急包括支援交付金等の補助金の受領などにより、令和4年度経常収支は2.3億円の黒字となりました。今後も質の高い医療の提供を続けるためには、一層の経営努力により経営基盤を安定させることが必要です。そのうえで、市立病院が、相互に積極的な連携を図り、地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割を果たし、市立病院のプレゼンスを発揮することができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 173,534 人（1 日平均 475 人）、外来延べ患者数 274,431 人（1 日平均 1,129 人）の実績をあげました。

【主な取組状況】

- 新型コロナウイルス感染症対応と、一般の患者の受入れを両立し、救急患者の受入れについても積極的に行いました。
- 患者の入院生活への不安解消や、早期退院を目的とした「入退院支援センター」において、全予約入院患者を対象に看護師、薬剤師、事務員からの説明や確認等を行っています。
- 外来診療体制について、最初から専門科の診療が受けられるよう 36 科による診療を行うとともに、医療需要に応じた専門外来にも取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 13 条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(2) 検診に関する取組（基本協定第 14 条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」については、9,372 件でした。

【主な取組状況】

- 横浜市から受託したがん検診に加え、臓器に特化した脳ドックや大腸ドック、レディースドックなど一人ひとりのニーズに合わせた「オーダーメイドヘルスチェック」を実施しています。
- また、受診者の利便性に配慮してインターネット予約のコースを拡大し、全ての間ドックコースと、横浜市国保特定健診、横浜市がん検診などもネット予約が可能となっています。

【がん検診・健康診査等の件数：9,372 人（前年比 103 人）】

【人間ドック受診者数：2,368 人（前年比 36 人）】

【評 価】

基本協定第 14 条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第 15 条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【主な取組状況】

○24 時間 365 日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、令和 4 年度の救急車搬送受入患者数は過去最高となり、引き続き全国トップクラスの実績を維持しています。

また、全国救命救急センター充実段階評価において、5 年連続で最上位の S 評価を受けています。

【救急患者数：20,908 人（前年比 2,973 人）】

【救急車搬送受入数：14,757 人（前年比 2,681 件）】

【救急車受入率：89.7%（前年比 ▲0.9%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として 24 時間 365 日の二次小児救急医療を提供しました。

【小児救急受入患者数：1,947 人（前年比 594 人）】

○二次救急医療

横浜市二次救急医療体制に参加するとともに、横浜市疾患別救急医療体制に協力しています。

【二次救急取扱患者数：5,604 人（前年比 466 人）】

○周産期救急医療

平成 18 年 4 月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成 24 年 7 月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っています。

【周産期救急（母体搬送及び新生児搬送）受入患者数：17 人（前年比 7 人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の 4 区市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施しました。

【受入患者数：28 人（前年比▲5 人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れました。

【受入患者数：65 人（前年比 ▲1 人）】

○緩和ケア医療

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者確保のため、令和 3 年 1 月から緩和ケア病棟 25 床を休床としていますが、専門外来は継続するとともに、一般病棟において緩和ケア内科医師、緩和ケアチーム等による緩和ケア医療を行っています。

【入院患者実人数：1 人（前年比 ▲4 人）】

【緩和ケアチームへの新規依頼件数：187 件（前年比 46 件）】

○アレルギー疾患医療

呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7科）が連携して横断的な診療を提供しました。平成30年10月から神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院に選定されています。

アレルギー専門小児科医師4名とともに、保育所、幼稚園、学校などの職員等を対象とした食物アレルギーに関する研修会を51回行いました。新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、リモートを中心として研修会や講演会を実施するとともに、患者向け教室や、市民への相談・情報提供、啓発活動についてはこれまで同様に実施しました。

【外来患者延べ人数：20,514人（前年比 386人）】

【食物アレルギーに関する研修会：51回（前年比 ▲12回）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムの協力病院として、患者の受入れを行いました。

【入院患者延べ人数：292人（前年比 255人）】

【入院患者実人数：9人（前年比 5人）】

○災害時医療

令和2年4月から、横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部（Y-CERT）へ横浜市災害医療アドバイザー1名を随時派遣しています。横浜市内の救急・事故事案へ横浜救急医療チーム（YMAT）が13件出動しています。

○市民の健康危機への対応

新型コロナウイルス感染症の市内流行状況に合わせて最大ICU・HCUで12床、6B病棟で25床、周産期病床を2床、小児病床を1床確保し、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行いました。

【評価】

基本協定第15条に基づく政策的医療については、新型コロナウイルス感染症の患者や救急車の受入れなどに積極的に対応しました。緩和ケア医療については新型コロナウイルス感染症への対応に伴い緩和ケア病棟を休床していますが、一般病棟において緩和ケア医療を実施しています。

（4）地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第16条）

【主な取組状況】

○重篤な状態の患者に対する体制

令和4年4月に安全管理マニュアルを改訂しました。

○インシデント報告

インシデント報告の件数が前年度と比較し減少しましたが、報告すべき事例の取りこぼしはありませんでした。また、医師の報告数は増加しました。引き続き職種別の安全研修会を実施したほか、説明・同意書のあり方改善検討ワーキンググループを立ち上げ、共通書式や同意取得の方法の改訂を行いました。

【件数：令和4年度：3,290件、令和3年度：3,694件、令和2年度：3,605件】

○地域医療支援病院として、登録医をはじめとする地域医療機関との役割分担、医療連携や医療機器の共同利用を実施しました。

【紹介率：84.4%、逆紹介率：122.9%】

【紹介患者数：20,677人（前年比1,372人）】

【逆紹介患者数：22,054件（前年比2,793人）】

【共同利用件数：272件（前年比▲22件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」等をweb方式も活用し開催しました。市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

【みなとセミナー等：25回開催、みなと市民セミナー：開催なし】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れました。

【5校339名】

【評価】

基本協定第16条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組については、着実に実行していると認めます。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第17条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

【評価】

基本協定第17条に基づく利用料金については、おおむね収受や手続など規定どおりに実施していると認めます。

(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第18条）、管理の原則（基本協定第19条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第20条）に関する取組

施設・設備等の維持管理については、必要な有資格者を配置するなど、適正に行われています。

【評価】

基本協定第18条、第19条、第20条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (7) 物品の移設（基本協定第 21 条）及び物品の管理（基本協定第 22 条）に関する取組
港湾病院から移設された医療機器等については、適正な管理がなされており、廃棄の際にも適正な報告がなされ、適正に管理されています。

【評 価】

基本協定第 21 条及び第 22 条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (8) 目的外使用に関する取組（基本協定第 23 条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、医療局病院経営本部公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

【評 価】

基本協定第 23 条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (9) 受託研究に関する取組（基本協定第 24 条）

治験審査委員会や臨床試験支援事務局を設置して、適正に取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 24 条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (10) 院内学級に関する取組（基本協定第 25 条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力しています。

【評 価】

基本協定第 25 条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

横浜市立みなと赤十字病院 令和4年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表

指定管理業務に関する規定						点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容	令和4年度実績			実施状況	○の数	
<p>実施状況の凡例 (○)：実施、(+△)：実施しているが基準を満たしていない (-△)：実施に向けた準備中、(×)：未実施、 (-)：該当なし</p>								
1 診療(13条)								
診療	2	乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科及び同条第5項第2号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。	入院 延べ患者数	173,534(人)		○	2	
			1日平均患者数	475(人)				
			病床利用率	75.0% (一般76.7% 精神54.9%)				
			外来 延べ患者数	274,431(人)				
			1日平均患者数	1,129(人)				
				4年度	3年度	増▲減		
			入院延患者数	173,534 人	161,686 人	11,848		
			新入院延患者数	14,901 人	14,351 人	550		
			外来延患者数	274,431 人	266,752 人	7,679		
			放射線件数	154,611 件	135,290 件	19,321		
			検査件数	2,853,789 件	2,675,735 件	178,054		
			手術件数	6,104 件	5,892 件	212		
			分娩件数	554 件	566 件	▲ 12		
			調剤件数	443,787 件	447,349 件	▲ 3,562		
			給食食数	386,279 食	360,898 食	25,381		
			診療科別入院延患者数					
				4年度	3年度	増▲減		
			内科	34,516 人	30,248 人	4,268		
			精神科	8,704 人	8,525 人	179		
			脳神経内科	9,446 人	9,719 人	▲ 273		
			呼吸器内科	16,866 人	14,001 人	2,865		
			消化器内科	21,026 人	18,783 人	2,243		
			循環器内科	13,433 人	12,500 人	933		
			小児科	3,668 人	2,635 人	1,033		
			外科	10,944 人	11,844 人	▲ 900		
			整形外科	17,293 人	17,135 人	158		
			形成外科	3,168 人	1,937 人	1,231		
			脳神経外科	6,885 人	6,318 人	567		
			呼吸器外科	1,162 人	498 人	664		
			心臓血管外科	4,276 人	4,559 人	▲ 283		
			皮膚科	1,798 人	1,319 人	479		
			泌尿器科	7,984 人	6,884 人	1,100		
			産婦人科	7,198 人	8,731 人	▲ 1,533		
			眼科	663 人	888 人	▲ 225		
			耳鼻咽喉科	3,485 人	3,849 人	▲ 364		
			放射線科	255 人	519 人	▲ 264		
			歯科口腔外科	710 人	682 人	28		
			アレルギー科	54 人	112 人	▲ 58		
			計	173,534 人	161,686 人	11,848		

指定管理業務に関する規定		協定又は 基準書の内容	令和4年度実績		点検結果	
基準書	項目数		実施状況	○の数		
1 診療(13条)						
診療		診療科別外来延患者数				
			4年度	3年度	増▲減	
		内科	50,342人	47,784人	2,558	
		精神科	11,444人	11,098人	346	
		脳神経内科	8,097人	7,645人	452	
		呼吸器内科	12,773人	11,489人	1,284	
		消化器内科	26,598人	25,118人	1,480	
		循環器内科	19,369人	18,798人	571	
		小児科	10,656人	9,414人	1,242	
		外科	17,538人	17,765人	▲227	
		整形外科	22,316人	21,752人	564	
		形成外科	3,140人	2,767人	373	
		脳神経外科	2,824人	2,827人	▲3	
		呼吸器外科	1,875人	2,033人	▲158	
		心臓血管外科	2,847人	2,740人	107	
		皮膚科	7,555人	8,030人	▲475	
		泌尿器科	11,698人	11,106人	592	
		産婦人科	18,937人	19,124人	▲187	
		眼科	9,588人	9,140人	448	
		耳鼻咽喉科	13,570人	13,723人	▲153	
		リハビリテーション科	30人	111人	▲81	
		放射線科	3,074人	4,870人	▲1,796	
		歯科口腔外科	15,678人	14,906人	772	
		アレルギー科	4,482人	4,512人	▲30	
		計	274,431人	266,752人	7,679	
		みなと赤十字病院(法人)の損益計算書				
			4年度	3年度	増▲減	
		医業収益	20,650,856千円	19,376,251千円	1,274,605	
		医業費用	21,527,286千円	20,178,960千円	1,348,326	
		医業収支	▲876,430千円	▲802,709千円	▲73,721	
		医業外収益	1,517,959千円	3,788,012千円	▲2,270,053	
		医療社会事業収益	7,305千円	7,267千円	38	
		医業外費用	197,391千円	138,124千円	59,267	
		医療奉仕費用	225,356千円	195,990千円	29,366	
		事業損益	226,088千円	2,658,456千円	▲2,432,368	
	2 乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科(以下「標ぼう診療科」という。)と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。	36科 内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、緩和ケア内科、リウマチ科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、乳腺外科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科				○

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
2 検診(14条)					
検診	2	乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。	令和4年度は、がん検診(肺、胃、大腸、子宮、乳房、前立腺)5,497件、肝炎ウイルス検査202件、横浜市国保特定健診1,240件、横浜市健康診査420件、福島県民健康調査2件、被爆者健診53件、その他健診296件、特定保健指導48件、オプション検査1,614件を実施した。	○	2
		2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。	令和4年度は、1日で行うドック2,067件(1日ドック1,843件、大腸ドック44件、脳ドック29件、レディースドック27件、PET/CTがんドック124件)、2日で行うドック301件(2日ドック120件、スーパーがんドック129件、PET/CTスーパーがんドック52件)を実施した。	○	
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
24時間365日の救急医療	5	(1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来(救急診察室・救急放射線検査室等)の機能を活用した救急医療体制を構築すること。	平成21年4月1日に救命救急センター指定 <令和4年度実績>救急患者数20,908人、救急車搬送実績14,757人、うち入院患者5,604人 受入不能 10.3% ・救急外来は24時間救急車からの連絡は救急科医師が行い、ウオークイン患者からの電話はトリアージナースをリーダーとして配置し、マニュアルに基づいたトリアージを実施している。リーダーナースのJTASプロバイダー取得率は100%、医師と連携をとり、緊急性に応じ適切に対応している。また、緊急心臓カテーテル、各種アンギオ、緊急内視鏡の24時間対応が可能な体制をとっており、そのための教育も行っている。 ・緊急手術に速やかに対応するため、手術看護師の平日夜勤体制を実施している。	○	5
		(2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。	常勤医師数 11名(令和5年3月31日)	○	
		(3) 診療時間外においては、内科系医師(時間外の救急外来の専任)、循環器系医師、外科系医師、専門科系(眼科、耳鼻科等)医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。	救急部2名に加えて専門科系を含む診療科医師の当直及びオンコール体制の実施	○	
		(4) 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。	・常勤 8名 非常勤 9名	○	
		(5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
小児救急医療	第2-2	6 (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。	平成17年度から参加している。 救急受入数・傷病分野別 ・1,947名(うち入院患者数323名)	○	6
		(2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。	小児科医の当直ラインを365日「救急1列」と「オンコール」で実施している。	○	
		(3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。	3床確保している。	○	
		(4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。	小児科医の当直ラインを365日「救急1列」と「オンコール」で実施している。	○	
		(5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。	・常勤 9名 非常勤 6名	○	
		(6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。	小児救急拠点病院に指定されている。	○	
二次救急医療	第2-3	5 (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。	二次救急患者取扱件数 ・5,604件(救急外来から入院した患者数)	○	5
		(2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。	・内科の外来救急患者の診療にあたる医師1名+内科・外科各1名以上の医師を配置している。 ・外科については、一般外科医師の配置、または、外科系医師が当直したうえで、一般外科医師又は消化器外科医師によるオンコール体制をとっている。 ・薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務員を配置するとともに、医師と看護師のオンコール体制をとっている。	○	
		(3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。		○	
		(4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。		○	
		(5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制(脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科))に協力すること。	横浜市疾患別救急医療体制に参加している。(患者 内訳 内科2,747名 外科845名 救急科9,773名 小児科1,161名 その他の診療科231名)	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数	
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。						
周産期救急医療	第2-4	5	(1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○	5
			(2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること(人的体制を除き、施設をNICU基準とすること)。	・平成18年4月から参加している。(平成18年3月31日県通知) ・平成24年7月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた。	○	
			(3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。	母体搬送受入基準:妊娠34週以降、推定体重1500g以上 ・母体搬送受入数 13人 ・新生児搬送受入数 4人	○	
			(4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。	産婦人科は常勤医師7名、非常勤医師6名で24時間365日体制で当直1名オンコール1名の体制で周産期救急医療に対応している。	○	
			(5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとする。	24時間365日の体制で当直を組み、緊急手術をいつでも対応できる体制を取っている。	○	
精神科救急医療	第2-5	5	(1) 夜間・休日・深夜の救急患者(二次・三次)の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。	・平成19年10月から精神科救急医療システム(基幹病院)に参加している。 ・保護室3床確保 ・令和4年度は28件(二次6件 三次22件)受け入れた。	○	5
			(2) 受入時間帯において、精神保健指定医を配置すること。	精神保健指定医5名が交代で精神科救急に対応している。	○	
			(3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。	応需日は夜勤看護師を3名配置している。	○	
			(4) 精神保健福祉士(兼任可)を配置すること。	療養・福祉相談室に精神保健福祉士を2名配置している。	○	
			(5) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとする。	精神病棟入院基本料10対1以上の看護配置で3人夜勤、変則二交代の勤務体制をとり精神科救急、身体合併患者の受け入れに対応している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
精神科合併症医療	第2-6	<p>(1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。</p> <p>(2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。</p> <p>(3) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとする。</p>	<p>平成19年6月から、身体合併症患者の受け入れを開始。令和4年度実績65件。</p> <p>年間確保病床数：3,650床(365日×10床)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医5名配置。 ・病棟看護師26名、看護助手1名、病棟クラーク1名を配置している。 ・精神保健福祉士は2名配置している。 	○	3
緩和ケア医療	第2-7	<p>(1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。</p> <p>(2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。</p> <p>(3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。</p> <p>(4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアチームへの依頼実績延べ件数3,027件 ・緩和ケア専門外来実績延べ件数87件 ・苦痛のスクリーニング実績1,160件 <ul style="list-style-type: none"> ・日本ホスピス緩和ケア協会の基本方針に則り、日本緩和医療学会のガイドラインに基づき作成。①みなと緩和ケアマニュアル ②がん患者の症状緩和マニュアル看護編 ③エンドオブライフケアマニュアル ・平成27年ELNEC-Jコアカリキュラムを基盤に「エンドオブライフケアマニュアル」を作成。他に「みなと緩和ケアマニュアル」「がん患者の症状緩和マニュアル 看護編」「緩和ケアチームの診療体制」「末期医療のガイドライン(一般用)(集中治療室)」などを活用し運用している。 ・「苦痛のスクリーニング」は、外来通院中の化学療法及び放射線療法を受ける患者から開始し、入院するがん患者にも拡大し、ほぼ全例に実施している。 <p>施設基準取得(緩和ケア病棟入院料)(平成18年8月取得)</p> <p>《緩和ケアチーム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアメンバー 身体科専任医師1名、身体科非常勤医師1名、精神科専任医師1名、専従看護師1名、専任薬剤師1名 ・支援メンバー 臨床・公認心理士1名、医療ソーシャルワーカー1名、歯科衛生士1名、理学療法士3名 ・緩和ケアの専門分野の資格を持つ看護専門看護師1名、緩和ケア認定看護師1名が緩和ケアチームの活動に従事している。 <p>《緩和ケア病棟》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月から新型コロナウイルス感染症対応を優先するため、緩和ケア病棟の25床を休床しているが、一般病床での入院患者の受け入れや、緩和ケア内科医師、緩和ケアチームによる緩和ケア医療を継続している。現在緩和ケア病棟再開に向けて準備を進めている。 	○	5
				○	
				+△	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容		実施状況	○の数
		(5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施すること。	在宅ケアの実績 ・緩和ケアチームと在宅医療との連携：57件 ・訪問診療医、訪問看護ステーション、調剤薬局、医療社会事業課（療養・福祉相談室）、社会福祉士（がん相談員の研修修了者含む）などと調整して在宅療養支援をした。	○	
		(6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。	・令和4年度ボランティア登録数 44名 ・病院敷地内のガーデニング活動 ・緩和ケア病棟での音楽会、がんサポートプログラム（みなとサロン）は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催中止としました。	○	

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
アレルギー疾患医療	10 第2-8	(1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。	常勤医師数 3名(令和5年3月31日)	○	10
		(2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。	アレルギーセンター運営委員会を平成22年から設置している。	○	
		(3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科(内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等)と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。	・7診療科(アレルギー科、小児科、皮膚科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、眼科、膠原病・リウマチ内科)による横断的なアレルギー診療を実施している。 ・7診療科合同カンファレンス6回、食物・薬物アレルギーカンファレンス、気道疾患カンファレンスは、それぞれ6回開催した。	○	
		(4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。	救急部と連携し対応している。	○	
		(5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。	令和4年度は、保育士、幼稚園教諭、教員等を対象とした食物アレルギーに関する講演・研修会51回、市民フォーラム1回、成人喘息教室、小児喘息・アレルギー教室3回、リウマチ教室5回をWEBにて開催した。夏期小児喘息・アレルギーキャンプは新型コロナウイルス感染症予防のため開催中止。	○	
		(6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。	神奈川県内2箇所に設置している気象測定装置の花粉飛散情報等をホームページで発信する他、約42人の成人・小児喘息患者に「喘息予報」を配信している。	○	
		(7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。	アレルギーセンターに看護師を専任2名(小児アレルギーエデュケーター)配置。	○	
		(8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。	・国立相模原病院と連携し、花粉・粉塵の気象観測装置を用いた環境データ解析によるアレルギー疾患の予防に関する臨床研究を実施している。 ・粉塵、花粉の飛散や気象状況を、市内1か所、市外1か所に設置した観測機器でモニターし、環境因子の影響を研究するとともに、花粉の飛散情報等を市民にメール配信している。 ・令和4年度アレルギー疾患に関する論文7編、学会発表13回、新薬開発治験5件、自主臨床研究4件	○	
		(9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。	舌下免疫療法を目的とした病診連携会による連携を継続中。	○	

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
		(10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。	資料・文献を適切に保管している。	○	

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
障害児者 合併症医療	6 第2-9	(1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児(者)が適切な医療を受けられる体制を整えること。	障害児者医療検討委員会 医師(院長補佐、小児科部長、6診療科の担当医)、理学療法士1人、看護師1人、MSW2人、事務3人	○	6
		(2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。	横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムにおいて4名の受け入れを行った。	○	
		(3) 障害児(者)及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。	重度心身障害児者の理解を深めるため、障害児者医療検討委員会発信で、メディカルショートステイについてのポスターを作成し、広報活動を行った。	○	
		(4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。	障害児者医療検討委員会を開催した。 (2回開催: 5/23-31. 3/22-27 全てメール審議)	○	
		(5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児(者)の緊急診療(入院を含む。)にできる限り対応すること。	令和4年度実績: 入院患者延人数292人、入院患者実人数9人、患者1人当たりの入院回数1~3回、入院患者の年齢3~31歳	○	
		(6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。	港湾病院からの継続患者1名の診療を行った。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第7-10	(1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。	・ヘリポートは24時間365日の運用としており、夜間でもヘリコプターを運行する第三管区海上保安本部とは、ヘリコプターで救助した傷病者の直接搬送受入れの運用を実施している。 ・横浜市消防局ヘリコプターが救助した傷病者についても、日没間際等の理由で地上救急隊への引き継ぎが困難な場合は、直接搬送を受け入れる体制としている。	○	7
		(2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。	常備救護班の他に、予備救護班要員を確保・編成している。	○	
		(3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。	災害に係る各種隊員養成研修を行い、救護班、日本DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、YMAT(横浜救急医療チーム)の隊員を増員することができ、災害や救急への対応がより強固となった。また、国・県・市等の関係機関との連携を深めながら災害対応能力の向上に努めている。	○	
		(4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。 ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用	日赤業務無線機等22台、神奈川県MCA無線1台、横浜市MCA無線1台、衛星電話1台(院内設置)、衛星携帯電話2台(可搬型1台、救急車積載1台)	○	
		イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備	旧港湾病院看護師宿舍跡地に防災備蓄庫を整備	○	
		ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備	救急車2台、医師派遣用緊急車両3台、救護班用医療セット1式、DMAT標準医療資機材1式、YMAT資機材1式、デジタル個人線量計28台、簡易ベッド540台、NBC災害除染セット1式、ドラッシュテント1式、エアータンク1式、イージーアップテント5式、発動発電機7台、大容量ポータブル蓄電池2台、災害用マンホールトイレ2基、下水直結型災害用トイレ5基	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第2-10	(5) 「神奈川県医療救護計画(平成8年9月)」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。	神奈川県災害医療拠点病院の機能を備えている。	○	
		(6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。 なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。	常備救護班7班の他、日本DMAT3チーム、神奈川DMAT-L3チーム、かながわDPAT(神奈川県災害派遣精神医療チーム) 隊員12名(医師1名、看護師6名、業務調整員5名)、YMAT隊員27名(医師13名、看護師14名)	○	
		ア 被災地からの重症傷病者の受入れ	令和4年度は対応すべき案件がなかった。		
		イ 被災地区への医療チームの派遣	横浜市災害医療アドバイザー1名を横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部(Y-CERT)へ派遣した。		
		ウ 臨時的な傷病者の拡大収容	令和4年度は対応すべき案件がなかった。		
		エ 非常用電源燃料・飲料水(業務用水を含む)の備蓄	災害時の燃料確保対策として、民間燃料供給会社との協定に加え、新たに「医療機関等に対する燃料の安定供給の協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に参画している。		
		(7) 軽油7日分 約130,000リットル	軽油7日分 約13万リットル		
		(4) 水7日分 約1,800,000リットル	飲料水7日分約170万リットル+雑用水約167万リットル		
		オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用	横浜市MCA無線を設置している。		

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第2-10	<p>(7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄</p> <p>イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保(最低3日分程度)</p> <p>ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ</p> <p>エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施</p> <p>オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施(年間1回以上)</p> <p>カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備</p>	<p>・患者用食料3日分：4,950食</p> <p>・職員用食料3日分：9,000食</p> <p>通常使用医薬材料 平均5日分</p> <p>該当なし</p> <p>神奈川県災害時通信訓練、ビッグレスキューかながわ、神奈川DMA T-L 隊員養成研修等へ参加。</p> <p>総合防災訓練を1月28日に実施。</p> <p>災害医療対応マニュアルを整備している。</p>	○	
市民の健康危機への対応	第2-11	<p>(1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事象などの突発的な健康危機への対応を行うこと。</p> <p>(2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。</p> <p>(3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。</p>	<p>・COVID-19対策として、重症患者、中等症患者の受入れを行った。</p> <p>・院内のCOVID-19によるクラスター発生にも対応した。</p> <p>・COVID-19の職員へのワクチン接種を行った。</p> <p>・備蓄資材の見直し、横浜市新型インフルエンザ対策訓練の見学を実施した。</p> <p>・NBC災害用防護服の備蓄を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者について、病院事業管理者から病院へ受入要請を行った。</p>	○	3
				○	

指定管理業務に関する規定		令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)				
医療における安全管理	9 第3-1	(1) 安全管理に基づく医療の提供		9
		<p>ア 医療安全対策加算を受けられることができる体制とすること。</p> <p>イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。</p> <p>ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。</p> <p>エ 医療事故が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組を行うこと。</p> <p>オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。</p> <p>カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。</p>	<p>医療安全管理委員会を設置（構成員：院長・副院長（2）・看護部長・事務部長・医師（2）・薬剤部長・医療安全推進課長、計9人）</p> <p>医療安全推進室 （室長：医師の兼務、医療安全推進課長：（専従看護職を配置）</p> <p>・マニュアルは整備されており、定期的に見直しが行われている。令和4年4月に改訂。 ・定期的な見直しに加え、ポケットマニュアルを作成し、配布した。 ・手順書については、関連部署単位で整理・管理されている。</p> <p>・医療事故調査委員会設置（構成員：副院長・看護部長・事務部長・薬剤部長・医療安全推進課長の5人+適宜。必要に応じ構成員変更あり）</p> <p>・横浜市主催の安全管理者会議に出席している。 ・安全管理委員会 12回開催 ・令和4年8月 市立3病院医療安全報告会は、感染対策上メール審議とし、安全管理の委員会の活動状況、安全管理研修等の開催状況、インシデント報告の状況等を報告し共有した。</p> <p>・医療安全研修会を合計2回開催した。 ・新採用（新卒及び既卒）向けの安全管理オリエンテーション（受入れ研修）を7回開催した。 ・医薬品・医療機器に関する研修会を実施した。</p>	
		(2) 院内感染対策の実施		
		<p>ア 感染防止対策加算を受けられることができる体制とすること。</p> <p>イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。</p> <p>ウ 院内にICT(感染対策チーム)を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。</p>	<p>感染対策向上加算1が算定されている。</p> <p>・感染対策マニュアルを改定（令和4年6月） ・感染対策委員会11回（構成員：院長・看護部長・事務部長・医師（部長・副部長）・薬剤部長・検査部課長・診療放射線技師・理学療法士・栄養課長・事務部課長・看護師長・看護師・滅菌業者の計20人） ・COVID-19の感染対策マニュアルを随時更新</p> <p>・ICTラウンドを毎週実施（年間51回）し、現場にフィードバックした。 ・感染症発生時は、感染対策確認ラウンドを行っている。</p>	○ ○ ○

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数	
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)						
医療倫理に基づく医療の提供	第3-2	6	(1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。	令和4年度は業者を変更して患者満足度調査を実施した。業者変更によって、ベンチマークを用いた結果の比較対象となる病院を大幅に増加させ、より詳細に他病院と比較した分析が可能になった。また、従来紙のみで調査していたが、電子回答も併せて実施した。調査結果に基づく改善活動を今後検討しており、また、前年度に引き続き、患者からの投書「みなさまの声」は2か月ごとに分析し、院内・病院ホームページに回答を掲載している。	○	6
			(2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。	セカンドオピニオン：13件	○	
			(3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。	カルテ開示件数 183件	○	
			(4) 診療におけるEBMの実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。	院内クリニカルパス委員会が中心となり、各部署の新規パス作成と活用、評価に取り組んだ。クリティカルパスの本数は7,704件。パス適用率は46.4%（昨年41.76%）と増加した。パス適用率は、50%を目標にしていたが46.4%であった。パス大会では、医師や看護師、多職種で取り組んだパスの運用や新たな取り組みの紹介があり、医療の質の向上を目指している。	○	
			(5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。	倫理委員会の審議案件・件数 ・令和4年度は80の研究に関する案件について審議した。	○	
			(6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。	・倫理委員会委員10名、うち女性委員1名（内部委員）、外部委員2名 ・外部委員には女性は含まれていないが、弁護士が委員となっている。	○	

指定管理業務に関する規定		令和4年度実績	点検結果		
基準書	項目数		実施状況	○の数	
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
地域医療機関との連携支援、地域医療の質向上のための取り組み	8	(1) 地域医療連携室を設置すること。	センター長1名(医師)、副センター長1名(医師、院長補佐兼任)、医療連携課は兼任課長1名(事務職)、係長1名(事務)、専任事務職員3名、兼任事務職員1名、療養・福祉相談室は課長1名(看護師)、係長3名(看護師1名、社会福祉士2名)、専任看護師7名、専任社会福祉士6名、専任精神保健福祉士2名、専任事務職員1名。総勢28名(内入退院支援センター3名)が在籍した。(令和5年3月31日現在)	○	8
		(2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 登録医：医科740件、歯科138件 医療機器共同利用実績(MRI、CT、PET/CT、RI、リニアック、マンモグラフィ等)272件。 横浜脳卒中リハ連携研究会(1回) 大腿骨頸部骨折地域連携パス合同委員会(3回) 横浜脳疾患地域連携懇話会セミナー(1回 web) 神奈川脳卒中広域シームレス医療研究会セミナー(開催なし) 誤嚥性肺炎地域連携パス合同委員会(3回) 	○	
		(3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度紹介率84.4%、逆紹介率122.9% 	○	
		(4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関に対する啓発活動、地域医療全体の質を向上させる取組として、令和4年度は、地域医療支援病院として、地域の医療従事者向けにオンライン研修を25回開催した。様々な学術的テーマをとりあげ、幅広い分野に渡る情報提供と議論を進めていくことで、地域医療の質の向上に努めた。市民の健康増進および医療の情報提供を目的とした、みたと市民セミナーは、コロナ禍で開催中止とした。 	○	
		(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月 病院機能評価Ver6.0取得 平成29年3月 病院機能評価(一般病院2 3rdG: Ver.1.1)取得 令和4年9月 病院機能評価(一般病院2 3rdG: Ver.2.0)取得 	○	
		(6) 臨床研修病院の指定を受けること。	臨床研修病院の指定(研修医1年次8人、2年次8人)、基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修指定病院令和4年度にJCPEを受審し、令和5年5月1日付で認定された。	○	
		(7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。	【看護】 <ul style="list-style-type: none"> 看護基礎教育：5校339名(看護専門学校3校、看護大学2校) 看護卒後教育コース：2名(国際助産保健学専攻) 実習指導者研修(長期)修了者：5名 実習施設共済実習指導者研修修了者：12名 外部研修受入：8名 【薬剤】 <ul style="list-style-type: none"> 薬科大実務実習：5校14名 実務研修：調剤薬局からの薬剤師1名 地域薬剤師会による薬薬連携実習、薬学生の病院見学については随時受け入れた。 	○	

指定管理業務に関する規定			点検結果		
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和4年度実績	実施状況	○の数
		(8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。	認可を受けている。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
医療データベースの構築と情報提供	6	(1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。	カルテ開示件数 183件	○	6
		(2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。	平成23年7月に導入済み	○	
		(3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。	電子カルテDWH、医事システムDWHを活用し、2方向からのデータ検証を行っている。	○	
		(4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。	電子カルテ機能を活用し、情報を入力し収集できるようマスタの整備や入力方法を検討して運用している。平成29年7月に電子カルテのリプレースを実施する際、データを収集・活用しやすくなるよう機能検討を行い、システムを導入した。また、データ量は、開院時からのデータが蓄積されており、統計処理を行う部署を限定して質を担保しつつ、各部署と連携を図って、施設基準の指標、毎月定例指標、医師からの個別依頼等に対応している。データの活用にあたっては個人情報の保護など情報セキュリティに配慮している。	○	
		(5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。	講習会・症例検討会等の頻度・内容 新型コロナウイルス感染症の流行禍の中で、地域医療支援病院として、地域の医療従事者向けにオンライン研修を開催した。様々な学術的テーマをとりあげ、幅広い分野に渡る情報提供と議論を進めていくことで、地域医療の質の向上に努めた。 【回数】合計25回 【参加人数】延べ949名 【内容】腎臓内科、脳神経内科、消化器内科・外科、アレルギー科、産婦人科、小児科、在宅療養支援、脳卒中、循環器内科・心臓血管外科、呼吸器内科、病理診断科、認知症疾患、内分泌・糖尿病 等	○	
		(6) 病歴や診療情報に精通した専任職員(診療録管理士、診療情報管理士等)を配置すること。	病歴室配置の診療情報管理士6名(「診療情報管理士」資格所有者は18名。)	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
市民参加の推進	4 第3-5	(1) 情報公開の推進を図ること。	カルテ開示件数 183件 患者満足度調査、みなさまの声を院内やホームページで公開する。	○	4
		(2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。	市民委員会を5年2月10日に開催。 議題：横浜市立みなと赤十字病院の現況、心臓血管外科の取り組み～医療連携の重要性～、横浜市の救急搬送の現状と当院の取り組みについて	○	
		(3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。	平成18年8月に要綱を制定し、運営している。	○	
		(4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。	ホームページを随時更新し、患者向け広報誌等を発行している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
5 利用料金(17条)					
利用料金	4	甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として收受させるものとする。	令和4年度 医業収益 20,650,856,829円 ○入院収益 15,291,012,699円 ○外来収益 4,625,342,046円 ○室料差額 395,146,270円 ○その他 339,355,814円	○	4
		2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。	ペチロルフアン注射液1ml(麻酔分娩)の利用料金を設定 特別室料 4床室Sの利用料金を設定 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、肺炎球菌ワクチン、不活化ポリオワクチン、4価髄膜炎菌ワクチン、腸チフスワクチン、狂犬病ワクチン、3種混合ワクチン、アトバコン・プログアニル塩酸塩配合錠、メフロキン塩酸塩、ドキシサイクリン塩酸塩、アセタゾラミド、アジスロマイシンを設定 新生児OAE検査の利用料金を設定 のうKNOW(ノウノウ)、マイナイチンゲール検査、マイナイチンゲール検査とLOX-index(脳梗塞・心筋梗塞発症リスク)検査のセットを設定 門診料、エバシエルドを設定	○	
		3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。	令和4年度減免額 5,905,110円 保険診療と併用できない自費検査を減免している。	○	
		4 乙は、收受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。	決算報告書による報告があった。	○	
利用料金の承認手続き	第4-1	(1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。	令和4年度の利用料金の一部を改定。	○	2
		(2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。	院内掲示により告知している。	○	
利用料金の納付	第4-2	(1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。			3
		ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		ウ 收受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。	診療収入等について翌月末までに報告している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
6 施設、設備等の維持管理(18条)、管理の原則(19条)					
施設設備等の維持管理	1	乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附属施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。	施設管理基準書に則り管理を実施した。	○	1
管理の原則	4	乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。	令和5年2月許可面積：食堂売店等 838.02㎡	○	4
		乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。	業者委託により、電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者、冷凍機械保安責任者、ボイラー技師などの他に、有資格者を配置。 また、業者委託以外にも危険物取扱者、消防設備士、CE受入側保安責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者などの有資格者、消防技術講習、防災管理講習、防災士、エネルギー管理員などの受講修了者が課員におり、連携を取りながら施設の維持管理を行っている。	○	
		施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。	基準書に則り維持管理を実施した。	○	
		施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。	指定管理者が負担した。	○	
施設の維持・管理	第5-1	(1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。 (2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。 (3) 病院施設として予防保全に努めること。 (4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。	定期点検保守業務計画書に基づく管理の実施 ・自家用発電設備保守及び定期点検 ・冷却塔設備保守及び水質管理 ・昇降機設備保守及び定期点検 など	○ ○ ○ ○	4
市立病院としての取組	第5-2	(1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公設施設として協力すること。	認証は取得していないが、省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組んでいる。	○	3
		(2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。	医療系産業廃棄物処理については平成23年4月から電子マニフェストを導入している。	○	
		(3) コミの分別や減量化の施策に協力すること。	適切に処理を行った。	○	

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
7 施設等の改良、改修及び保守・修繕(20条)					
施設等の改良、改修及び保守・修繕	4	施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙が協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。	該当なし	○	3
	2	施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。	工事ごとに申請を行い、承諾を得て適切に処理を行った。		
	3	施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。	必要に応じ修繕を実施している。		
	4	前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙が協議を行い、決定するものとする。	必要に応じ協議をしている。		
8 物品の移設(21条)及び管理(22条)					
物品の移設	2	乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。	平成17年度に実施済み	○	2
	2	乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。			
物品の管理	4	乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておくなければならない。	財産台帳を整備し、保守、修理履歴等の管理を行っている。	○	1
	2	乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。	該当なし		
	3	乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。	該当なし		
	4	乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。	該当なし		

指定管理業務に関する規定			令和4年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
9 目的外使用(23条)					
目的外使用	1	乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成17年3月病院経営局規程第29号）第7条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。	令和5年2月許可面積：食堂売店等 835.62㎡	○	1
10 受託研究(24条)					
受託研究	2	乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。	4年度新規治験：7件 医師主導の臨床研究：138件 医薬品の治験（受託件数：22件、市販後調査：52件）	○	2
		2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。	臨床試験支援事務局の構成（薬剤師2名 事務2名） 治験審査委員会12回	○	
11 院内学級(25条)					
院内学級	1	乙は、横浜市立浦舟特別支援学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。	「横浜市立浦舟特別支援学校」を分教室として設置。	○	1
合計	評価対象項目数	133	4年度評価対象項目数	129	128